

里都（さと）まち♡なかいブランド「なかいの逸品、太鼓判！」認証制度要項

1. 目的

里都まち♡なかいブランド（以下「ブランド」という。）認証制度は、中井町の資源等を活用した事業の拡大のため、中井町の一次産品や、中井町の資源等を活かして製造された加工品、飲食メニュー、工芸品といった商品のうち、ブランドコンセプトにあった優れたものを、町が推奨するブランド品として認証するものです。

2. コンセプト

ブランド名 里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！

都心から一時間足らず。多くの企業が立ち並び自立的な町を支える都市空間と周辺には悠々とした暮らしが味わえる「里」と豊かな自然「山」＝里山が広がる。

温暖な気候により豊かな恵みが味わえるココロもカラダも癒される町。

里山と温暖な気候の中で育まれてきた私たちの暮らし。

その中から生まれた食べもの、暮らしに根付いた道具や小物たち。

それを「なかいの逸品」として、自信をもって皆様にお裾分けします。

ブランド認証マーク



3. 対象品目、対象者、条件（※対象品目は販売実績があるもの）

対象品目	対象者	条件
(1)一次産品	町内外の個人・団体・法人	町内で生産されたもの
(2)加工品 飲食メニュー	町内外の個人・団体・法人	町内産のものを一種類以上原材料として使用しているもの
(3)工芸品	町内外の個人・団体・法人	製造工程のうち、一工程以上の実施場所が町内であるもの

4. 募集期間

5月1日から6月30日（但し、募集締切日が中井町役場閉庁日の場合は、直後の開庁日とする。）

審査会 8月上旬 認証 9月（予定）

5. 申請方法

以下の提出書類を募集期間内に産業環境課へ持参または郵送してください。

- （1）里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！認証申請書（認証 第1号様式）
- （2）認証申請調書（認証 第2号様式）
- （3）里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！誓約書（認証 第3号様式）
- （4）添付書類（製品の概要がわかるパンフレット・写真等）

6. 認証基準

以下の7つの価値を購入者に約束するものをブランド品として認証します。

- （1）町民が推薦 おいしい！ これいい！ 中井町の定番、町民がお勧めできる商品
- （2）安全・安心 生産履歴が明確等 安全・安心
- （3）中井産 原料の生産地、又は、商品の製造地が中井町
- （4）買いやすい 購入できる場所がはっきりしている
- （5）やさしい 誰にでもわかりやすい商品パッケージ、商品の使い方
- （6）里山サステイナブル（持続可能性）

商品の購入が里山の保全につながる、再生可能な資源を使っている

- （7）こだわり 生産方法、製造方法に、買いたくなる「こだわり」がある

詳細は、別紙審査項目に定めます。

7. 審査方法

- （1）町による要件審査

以下の項目を審査します。

- ・申請者が、対象者の条件を満たしていること。
- ・審査項目中の町内産の項目を満たしていること。

- （2）審査会による審査

町が設置する審査会で、申請者の5分程度のプレゼンテーションにより、（1）以外の項目を審査します。

審査員は以下の構成による9名とします。

- ① 町民等消費者代表2名（男女各1名）

- ② 行政 2 名
- ③ 関係機関 2 名（農業協同組合、商工会）
- ④ 専門家 3 名（流通、商品開発、デザイン）

8. 申請にあたっての注意事項

- ・ 審査会にかかる交通費等は申請者の負担となります。
- ・ 申請に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、適正に取り扱います。
- ・ 提出された書類等は、返却しません。必ず手元に「写し」を保管してください。
- ・ 書類に不備があった場合、追加提出、差し替え、修正等をお願いすることがあります。また、必要に応じて追加で資料を求めることがあります。

9. 認証書の交付

審査会における審査の結果、ブランド品としてふさわしいと認めた場合は、申請者に対し「里都まち♡なかいブランド認証書（認証 第 4 号様式）」を交付します。なお、審査会における審査の結果、ブランド品として不適当と認められた場合は、申請者に対し文書で通知します。

10. 認証の公表

町は、認証事業者及び認証商品の概要など、ブランドに関する情報を町のホームページで公表するほか、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行います。

11. 認証の表示

- ・ 認証事業者は、認証商品に認証の表示をすることができます。
- 認証の表示は、ブランド認証マークによるものとし、農林産物又は包装・容器等に直接貼付するか、直接印刷により行うものとします。
- ・ ブランド認証マークを使用するときは、「ブランド認証マークの利用申請書（認証 第 7 号様式）」により、あらかじめ町に届け出るものとします。
 - ・ 町は、必要に応じて、ブランド認証マーク使用状況の報告を求め、検査を行うものとします。
 - ・ 町は、認証の表示が不適切であると判断したときは、認証を取り消すとともに、ブランド認証マークの表示及び使用の中止を命ずるものとします。

12. 実績報告

認証事業者は、有効期間の認証品の販売実績について、「販売状況調書（認証 第 5 号様式）」により、一年ごとに町に報告するものとします。

1 3. 有効期間

認証の有効期間は、認証の日より3年を経過する日の属する年度末までとします。また、認証を更新する場合は、期間満了の2ヶ月前までに「認証申請書（認証 第1号様式）」を町に提出するものとします。

1 4. 認証内容の変更

認証事業者が、商品の名称や意匠等を変更する場合は「認証申請調書の変更状況報告（認証 第6号様式）」を町に提出し承認を受けるものとします。

1 5. 認証の取り消し

町は、認証事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、当該商品に対する認証を取り消す場合があります。

- (1) 認証基準の要件を欠くことが判明した場合
- (2) 認証の信用を失う行為があった場合
- (3) 関係法令に違反した場合
- (4) 承認を受けないで、名称、意匠等を変更したとき
- (5) その他、町が不当と認めたとき

1 6. 認証事業者の責務

認証事業者は、町の指示、その他この要項に定める事項を遵守するとともに、次の各号の事項について、特に留意するものとします。

- (1) 町が、この要項の実施のために必要な報告を求め、又は現地調査を行うときは、これに協力すること
- (2) 消費者、流通関係者等に対し、認証商品及び本制度の積極的な情報の発信に努めること
- (3) 認証商品の計画的な販売に努めること
- (4) 認証商品の円滑な流通体制の整備に努めること
- (5) 当該認証に係る帳簿及び記録は5年間保管すること

1 7. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則 この要項は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和3年1月21日から施行する。

附 則 この要項は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和8年5月1日から施行する。

(認証 第1号様式)

年 月 日

(あて) 中井町長

里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！ 認証申請書

次の商品について、里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者

ふりがな			
事業者名			
ふりがな			
代表者名			
住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
担当者名		部署・役職名	
設立年月日（個人の場合、事業開始年月日）	年 月 日	資本金等	千円
従業員数	人	URL	
主な事業内容			

2 申請の区分

申請区分	(1) 新規 (2) 継続	継続の場合 認証第 号
------	---------------	-------------

3 申請する商品の区分（当てはまるものに○を付けてください。）

(1) 一次産品 (2) 加工品、飲食メニュー (3) 工芸品

4 商品名

ふりがな 商品名	
-------------	--

(認証 第2号様式)

認定申請調書

申請商品名	
-------	--

申請商品の状況

(1) 町民が推薦	
生産・製造マニュアルの有無及びその徹底	あり ・ なし ありの場合は具体的に記載 ()
出荷基準、検品	
(2) 安全・安心	
生産・製造履歴の記録・管理	記載項目 () 管理方法 ()
発がん性物質、中毒性物質等健康に悪影響を及ぼすことが確認された物質の使用の有無 (加工品・飲食メニューのみ)	なし ・ あり
(3) 中井産	
生産・製造地	中井町
町内から調達した原材料の種類・割合・表示方法 (加工品・飲食メニュー・工芸品のみ)	町内産の原材料 割合 (重量ベース) 原材料が中井産であることの表示方法
製造工程のうち町内で行う工程 (加工品・飲食メニュー・工芸品のみ)	工程名、作業内容 工程の実施体制 (雇用人数)
(4) 買いやすい	
年間販売数量 年間販売金額	過去3年間
価格 (円)、容量	希望小売価格 (税抜)、容量

販売時期	通年、または販売時期の記載
製造・販売の計画	今後3ヵ年の数量・金額の計画の記載
販売先 販売先のPR方法	販売先 PR方法
(5) やさしい	
商品の価値を発揮する方法の説明状況	その商品の価値を発揮するための使用上の注意（調理方法、使用方法等） 説明状況
(6) 里山サステナブル	
枯渇が懸念される資源の利用の有無	なし ・ あり（資源名） ありの場合は再生産に向けた対策 （ ）
農地や山林の保全、利用への貢献の有無	あり ・ なし ありの場合は具体的に記載 （ ）
(7) こだわり	
商品の価値、類似商品と比較した優位性	
商品の価値、優位性を確保するための生産・製造のこだわり	
(8) 中井の活性化への貢献	
町内の雇用機会の創出	あり ・ なし ありの場合は具体的に記載 （ ）
中井町への来訪者の増加への取組	あり ・ なし ありの場合は具体的に記載 （ ）
その商品の製造・販売に向けた方針や計画	販売拡大に向けた今後の取組や販売先拡大の実現性を記載

(認証 第3号様式)

年 月 日

(あて) 中井町長

里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！ 誓約書

事業者名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ () _____

里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！の認証申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合に、里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！の認証対象から除外されても、異議を申し立てません。

記

- 1 認定申請調書に記載の内容について、事実には相違はありません。
- 2 認定申請書に記載の製造・販売計画の達成に向け、販路の開拓に取り組むとともに、製造・販売の拡大に必要な体制の整備に取り組めます。
- 3 認定申請書の生産・製造方法、出荷基準を満たす商品のみを対象に、里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！のマークを使用し、その他の商品にブランドマークを使用しません。
- 4 認証品による事故や苦情が発生した場合、申請者である当方が、一切の責任を負い、解決に向けて対応します。また、この事実を、町長に報告します。

(認証 第 4 号様式)

認証第 号

里都まち♡なかいブランド「なかいの逸品、太鼓判!」 認証書

里都まち♡なかいブランド「なかいの逸品、太鼓判!」 認証制度要項 9 の規定に基づき、次のとおり、里都まち♡なかいブランド「なかいの逸品、太鼓判!」として認証する。

年 月 日

様

中井町長

ふりがな 商品名	
商品の区分	1 一次産品 2 加工品、飲食メニュー 3 工芸品
受証者の名称及び 代表者の氏名	
認証番号の表示	里都まち♡なかいブランド「なかいの逸品、太鼓判!」 認証第 号
認証の条件	
認証の有効期間	年 月 日から 年 3 月 3 1 日

(認証 第5号様式)

年 月 日

(あて) 中井町長

里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！ 販売状況調書

事業者名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ () _____

里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！の認証商品の、過去1年間の販売状況を報告します。

認証商品名 _____ 昨年年間販売額 _____ 千円

昨年1年間の販売状況

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
数量						
金額 (千円)	千円	千円	千円	千円	千円	千円

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
数量						
金額 (千円)	千円	千円	千円	千円	千円	千円

その他実施状況

※認証商品の製造・販売の拡大に向けた取組の状況や、認証商品の事業活動を通じた地域活性化への貢献や効果等を記載

※ 毎年1月末日までにご提出ください。

(認証 第6号様式)

年 月 日

(あて) 中井町長

里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！ 変更状況調書

事業者名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ () _____

里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！の認証継続の申請にあたり、品質の管理、中井町内の原料の使用等について、変更を報告します。

変更の有無及び変更内容について

1 品質の管理について

使用食品添加物の 変更の有無	(1) なし (2) あり (ありの場合は、以下に内容を記載)
出荷基準、検品の 実施方法の変更の 有無	(1) なし (2) あり (ありの場合は、以下に内容を記載)
	出荷基準の変更点 検品の実施方法の変更点
生産・製造履歴の 管理方法の変更の 有無	(1) なし (2) あり (ありの場合は、以下に内容を記載)
	記帳項目の変更点 管理方法の変更点 (管理者、管理媒体)

2 中井町内の原料の使用等について

原材料に占める中井町内産の割合の変更の有無（重量ベース）	(1) なし (2) あり（ありの場合は、以下に内容を記載）
製造工程のうち中井町内で行う工程の変更の有無	(1) なし (2) あり（ありの場合は、以下に内容を記載）
	工程名、作業内容 工程の実施体制（雇用人数）

(認証 第7号様式)

年 月 日

(あて) 中井町長

里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！ ブランド認証マーク利用申請書

事業者名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電話番号 () _____

里都まち♡なかいブランド なかいの逸品、太鼓判！のブランド認証マークの利用について、以下のとおり、申請をします。

1 利用申請の区分及び枚数

(1) データにより自社で印刷
_____枚

(2) ブランドシールの配布
_____枚

希望するサイズ 2 c m ・ 3 c m ・ 4 c m

2 印刷する場合の対象物

(1) 商品パッケージ

(2) チラシ等商品の広告宣伝資料

(3) その他 ()

別 紙 審 査 項 目

1 審査項目

下記の審査項目により認証を決定します。

(1) 1次産品

価値	審査項目	
	絶対評価 (○・×)	加點評価 (1・2・3・4・5)
(1) 町民が推薦	品質を保てるよう、生産・製造、出荷基準を定めており、検品を行う体制が整っていること。	食味や食感（おいしさ）が優れており、他と比べて優位性があること。（商品で確認）
(2) 安全・安心	商品の生産・製造履歴を記録、管理していること。	
(3) 中井産	町内で生産されていること	
(4) 買いやすい	その商品の販売期間中において、販売店等購入できる場が明確であり、その情報をPRしていること。	
(5) やさしい	おいしさ、使い方等、その商品の価値を発揮できる方法を、わかりやすく明記して販売していること。	
(6) 里山サスティナブル（持続可能性）	枯渇が懸念される資源を利用していないこと。枯渇が懸念される資源である場合、再生産に向けた対策を行っていること。	その商品の購入が、中井町の農地や山林の保全、利用に積極的に貢献する商品であること。
(7) こだわり	生産方法、製造方法にこだわりがあり、そのこだわりが、商品の優位性につながっていること。	
(8) 中井の活性化への貢献		①その商品の販売の拡大が、町内の雇用機会の創出につながる。 ②固定の販売場所が町内にあり、町内のイベント販売で販売を行っている等、その事業の拡大が中井町への来訪者の増加につながる。 ③その商品の製造・販売の拡大に向けた方針や計画が明確であること。

(2) 加工品、飲食メニュー

価値	審査項目	
	絶対評価 (○・×)	加點評価 (1・2・3・4・5)
(1) 町民が推薦	品質を保てるよう、生産・製造、出荷基準を定めており、検品を行う体制が整っていること。	食味や食感（おいしさ）が優れており、他と比べて優位性があること。（商品で確認）

(2) 安全・安心	①商品の生産・製造履歴を記録、管理していること。 ②発がん性物質、中毒性物質等、健康に悪影響を及ぼすことが確認された物質を原材料として使用していないこと。	
(3) 中井産	原材料に一品以上、中井産を活用しており、原材料が中井産であることを商品パッケージ等でPRしていること。	
(4) 買いやすい	その商品の販売期間中において、販売店等購入できる場が明確であり、その情報をPRしていること。	
(5) やさしい	①おいしさ、使い方等、その商品の価値を発揮できる方法を、わかりやすく明記して販売していること。 ②その商品の活用が、容易に、安全に行える容器や商品の構造であること。(商品で確認)	
(6) 里山サステイナブル (持続可能性)	活用している中井町の原材料が、枯渇が懸念される資源ではないこと。枯渇が懸念される資源である場合、再生産に向けた対策を行っていること。	その商品の購入が、中井町の農地や山林の保全、利用に積極的に貢献する商品であること。
(7) こだわり	生産方法、製造方法にこだわりがあり、そのこだわりが、商品の優位性につながっていること。	
(8) 中井の活性化への貢献		①その商品の販売の拡大が、町内の雇用機会の創出につながる。 ②固定の販売場所が町内にあり、町内のイベント販売で販売を行っている等、その事業の拡大が中井町への来訪者の増加につながる。 ③その商品の製造・販売の拡大に向けた方針や計画が明確であること。

(3) 工芸品

価値	審査項目	
	絶対評価 (○・×)	加点評価 (1・2・3・4・5)
(1) 町民が推薦	品質を保てるよう、生産・製造、出荷基準を定めており、検品を行う体制が整っていること。	独自性や新規性があることにより、他者に購入を勧めたい商品であること。
(2) 安全・安心	商品の生産・製造履歴を記録、管理していること。	

(3) 中井産	製造工程のうち、一工程以上の実施地域が、中井町内であること。	
(4) 買いやすい	その商品の販売期間中において、販売店等購入できる場が明確であり、その情報をPRしていること。	
(5) やさしい	①おいしさ、使い方等、その商品の価値を発揮できる方法を、わかりやすく明記して販売していること。 ②その商品の活用が、容易に、安全に行える容器や商品の構造であること。(商品で確認)	
(6) 里山サステイナブル (持続可能性)	活用している中井町の原材料が、枯渇が懸念される資源ではないこと。枯渇が懸念される資源である場合、再生産に向けた対策を行っていること。	その商品の購入が、中井町の農地や山林の保全、利用に積極的に貢献する商品であること。
(7) こだわり	生産方法、製造方法にこだわりがあり、そのこだわりが、商品の優位性につながっていること。	
(8) 中井の活性化への貢献		①その商品の販売の拡大が、町内の雇用機会の創出につながる。②固定の販売場所が町内にある、町内のイベント販売で販売を行っている等、その事業の拡大が中井町への来訪者の増加につながる。③その商品の製造・販売の拡大に向けた方針や計画が明確であること。

2 審査方法

申請書類及び申請者によるプレゼンテーション（5分程度）から審査員が審査する。

絶対評価の項目は、全項目の条件を満たすこと。満たさない項目がある場合は、是正の見込みがあると認められること。

加点評価の項目は、各項目5点の加減形式により評価し、合計得点が17点以上（工芸品については14点以上）であること。2以下の得点がある項目については、是正の見込みがあると認められること。